

郵便等投票証明書を申請することができる人

郵便等で投票をするためには、郵便等投票証明書が必要です。

郵便投票証明書を申請することができるのは、「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」、「介護保険の被保険者証」の交付を受けている人で、障がいの程度や要介護の状態が下表の区分に該当する人です。

区 分	障がい等の程度	
身 体 障 害 者 手 帳	両下肢、体幹、移動機能	1 級または 2 級
	心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸	1 級または 3 級
	免疫、肝臓	1 級から 3 級
戦 傷 病 者 手 帳	両下肢、体幹	(恩給法別表第 1 号表の 2) 特別項症から第 2 項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	(恩給法別表第 1 号表の 2) 特別項症から第 3 項症まで
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護 5

また、自ら投票の記載をすることができない人は、あらかじめ代理人を届け出ることによって代理記載することができます。

代理人の届け出をすることができるのは、以下に該当する人です。

- ・身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が 1 級と記載されている人
- ・戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第 2 項症までと記載されている人

《郵便等投票証明書の有効期限》

郵便等投票証明書の有効期間は、交付の日から 7 年です。

ただし、介護保険の被保険者証で要介護状態区分が要介護 5 であるとして申請をしている郵便等投票証明書の有効期間は、交付の日から同号の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日までの期間です。

※郵便等投票証明書の申請をしていない人や、郵便等投票証明書の有効期限が切れている人は、早めに越前町選挙管理委員会にお問い合わせください。